

各種ガイドライン改正(案)の概要



内閣府 民間資金等活用事業推進室

各種ガイドライン改正(案)の概要

- ※ プロセスガイドライン : PFI事業実施プロセスに関するガイドライン
- 契約ガイドライン : 契約に関するガイドライン –PFI事業契約における留意事項について–
- リスク分担ガイドライン : PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン
- 運営権ガイドライン : 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

1. 新型コロナウイルス感染症関係

調査で得られた新型コロナウイルス感染症の影響や課題等を踏まえ、以下の通りガイドライン改正等の対応策を講じる

(1) 不可抗力の考え方について

既に各種ガイドライン等で不可抗力の考え方を示しているものの、なおも不可抗力該当性の判断が難しいという課題が見受けられることから、令和2年7月7日内閣府通知の内容も踏まえ、以下の通り、不可抗力を判断する際の考慮要素をガイドラインに追記し、より細かな不可抗力についての考え方を示す

- 疫病等について、契約等で不可抗力事由として明確に定められていない場合にも不可抗力事由となりうる(令和2年7月7日内閣府通知と同旨)
- 不可抗力事由については、あらかじめ契約等で明記しておくことが望ましい
- 不可抗力の判断は、具体的状況下で、契約内容、協議内容、公的指針、社会状況等を考慮して、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止しえないものか個別に判断することが必要である

※対応箇所 : 【リスク分担ガイドラインニ-6-(1)】 【契約ガイドライン2-2-9、6-9】

各種ガイドライン改正(案)の概要

(2) 損害等の分担について

- 損害等の分担に関して明らかとなった問題について、ガイドラインで以下のような考え方を示すとともに、管理者や事業者が協議・対応する際の参考となるように、ヒアリング等で得られた複数の事業の具体的事例を紹介する
 - 分担すべき損害等の中には物件以外の損害等も含まれる(令和2年7月7日内閣府通知と同旨)
 - 損害等の認定に必要な資料の提出についてあらかじめ協議し、必要に応じて契約で定めておくこと
 - 独立採算型事業等において、事業の特性に応じてプロフィット・ロスシェアリングの考え方を取り入れることが有益である
 - 不可抗力により運営権者に生じた増加費用又は損害(運営事業の前段階で実施される建設の遅延等により生じる逸失利益等を含む)を回収する手段として、あらかじめ実施方針や運営権の設定において、一定の範囲で契約変更により事業期間の延長ができるようにしておくことも考えられる

※対応箇所 : 【契約ガイドライン2-2-9、3-6、5-3、6-9】【運営権ガイドライン4-1】

- 公共施設等運営事業における収益の減少等、長期的な影響が想定されるものについては引き続き状況把握に努めるとともに、安定的な運営を継続していけるよう制度改正も含めて検討を行っていく

(3) 契約の変更等について

軽微な契約変更についても全て議会議決が必要な場合、事業環境等の変化に応じて柔軟に契約を変更することが難しくなる可能性もあることから、以下の通りガイドラインにおいて、迅速に契約変更できるような考え方等を示す。

- 契約事項のうち軽微な事項について迅速に契約変更できるよう、予め議決により専決処分事項(地方自治法第180条第1項)として指定しておくことも考えられる
- 著しい事業環境の変化等により契約内容や要求水準等が著しく不適切となった場合は、これらの内容の見直し等について、柔軟・適切に対応することが望ましい(令和2年7月7日内閣府通知と同旨)

※対応箇所 : 【プロセスガイドライン5-1】【リスク分担ガイドライン三-6】

各種ガイドライン改正(案)の概要

2. SPC株式等の流動化関係

これまでの推進委員会及び計画部会における議論や、管理者等へのアンケート等の検討・調査結果を踏まえ、以下の通りガイドラインを改正し、SPC株式等流動化の意義や留意点等について追記する

(1) SPC株式等流動化の意義

- 事業の経過とともに適切な株主・債権者構成を図ることで、安定的な運営の確保に資する
- 株式等譲渡できる環境を整備することにより、事業者の資金調達の円滑化や調達コストの低減が図られ、地域企業を含む事業参画や公的負担の抑制、地域の活性化などに資する

(2) SPC株式等流動化の留意点

運営権者に係る株式及び債権の流動化を進めるにあたっては、運営事業の継続性や公共性等が担保されるか等について、管理者等に懸念がある旨を追記

(3) SPC株式等流動化の進め方

- 事業収益を目的とする機関投資家等に対する資金調達手法として、無議決権株式のほか、劣後ローン、劣後社債等の活用も考えられる旨を追記
- 譲渡される株式数の割合などからみて、運営権者の経営等への影響が小さいと客観的に認められる場合には、基本的に事業の継続を阻害しないと考えられる
- 株式譲渡に際して業務受託企業の交代等がなされる場合には、要求水準等の履行に支障をきたさないよう、必要な情報の提供等が行われるなど十分に留意
- 株式譲渡の認められる具体的な基準については、必要に応じ、有識者等から意見を聴取しつつ管理者等の懸念事項等を踏まえて管理者等及び運営権者においてあらかじめ協議し定めておくことが望ましい

※以上対応箇所：【運営権ガイドライン13-1】

- 施設建設後における建設会社から運営会社への株式譲渡等、事業の進捗に応じて株式譲渡を行う可能性がある場合には、あらかじめその可能性を管理者に申し出ることで手続きがスムーズとなり得る

※対応箇所：【契約ガイドライン6-2】

各種ガイドライン改正(案)の概要

3. 公共施設等運営権と指定管理者制度の併用関係

公共施設等運営権に加え、指定管理者の指定が行われる場合に、その業務範囲等については運営権と同じ内容で指定されるほか、異なる内容で指定を行うことも可能である旨を追記

※対応箇所：【運営権ガイドライン9-2】